

令和8年第6回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年6月11日（木）

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時20分

2. 早島町役場 2階 第一会議室

3. 出席委員

1 番	高 昌	正 人
2 番	栗 坂	一 郎
3 番	林	正
4 番	原	勝
5 番	安 原	輝 夫
6 番	日 笠	太（会長）
7 番	眞 鍋	和 崇
8 番	増 田	利 之
9 番	佐 藤	周 二
10 番	片 岡	正 夫
推進委員	佐 藤	省 三

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第9号	農地法第3条（使用貸借権の設定）許可申請について
議案第10号	農地法第5条の規定による転用許可申請について
報告第7号	農地法第5条の規定による転用届出について
報告第8号	農地法第4条の規定による転用届出について
報告第9号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7. 農業委員会事務局員

事務局長	渡 辺	博
書 記	杉 本	和 也
書 記	山 崎	拓 哉

事務局長（渡辺 博君）

ただいまから令和8年第6回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は委員全員のご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、4番の 原 勝 委員、5番の 安原 輝夫 委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第9号 農地法第3条（使用貸借権の設定）許可申請について を議題といたします。

それではまず番号1について、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書2ページをご覧ください。議案第9号・番号1について、農地の所在は早島字関当●●●●番●、早島字田中城●●●●番●、地目が田、合計2筆で面積が3,372㎡、権利の種類は使用貸借権の設定です。貸付人は早島町早島●●●●番地●●●●の●●●●相続人代表 ●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地の●● ●●さんです。申請事由は、期間満了による更新です。位置図は3ページとなります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之 委員からよろしくお願いします。

8番（増田 利之君）

6月8日に現地確認を行いました。場所は早島インターチェンジと噂島団地の間に

なります。現況は毎年耕作されている土地で引き続いて耕作されることについて何ら問題はないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第9号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第9号・番号1については許可されました。

続いて議案第9号・番号2を議題といたします。なお、●番 ●● ●●委員は利害関係人でありますので、●●委員には一時退室を求めます。

【●●委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書2ページをご覧ください。議案第9号・番号2について、農地の所在は早島字竹ノ下●●●●番●で地目が田、面積が1, 238㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、貸付人は早島町早島●●●番地●●●●●の●●●●●相続人代表 ●●●●●さん、借受人は早島町早島●●●●●番地の●● ●●●さんです。申請事由は、期間満了による更新です。位置図は4ページとなります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之 委員からよろしく

お願いします。

8 番（増田 利之君）

6 月 8 日に現地確認を行いました。場所は国道 2 号線とハローズとの間になります。林さんが毎年耕作されている農地であり、引き続いて耕作されることについては何ら問題ないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 9 号・番号 2 については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 9 号・番号 2 については許可されました。ここで、●●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

議長（日笠 太君）

続いて日程 2 の議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書 5 ページをご覧ください。議案第 10 号について、農地の所在は早島字田中城●●●●番●で地目が田、面積が 985 m²です。権利の種類は所有権の移転で、譲渡人は東京都武蔵村山市神明●丁目●●番地●●の●● ●●さんです。譲受人は倉

敷市笹沖●●●●番地●の●●●●株式会社です。転用目的は露天資材置き場で、申請事由は「総合建設業を営んでおり、岡山市、倉敷市等を中心とした現場に通うため、交通アクセスの良い申請地に露天資材置き場を置きたいと考え申請に至ったもの。」です。位置図は6ページになります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を3番 林 正 委員からよろしくお願いします。

3番（林 正君）

6月8日に現地確認を行いました。場所は長津の交差点を噂島の方へ行ってハローズの方へ曲がった左手、これと道の間がハローズの土地で、ここは草山になっています。●●さんのところは草刈りをして、耕作はしていないが管理されています。ずっと休耕なので資材置き場にしても、隣も埋まっているから問題ないと思います。以上です。

9番（佐藤 周二君）

細かいところですが転用事由で、「置き場を置きたいと考え申請に至った」とあるがこれはいらないのではないかと。もっと簡単に「置きたい」でいいと思います。それから、転用の事由と言いながら実際にはこれは転用の目的になっています。目的と事由というのはだいたい表裏一体のものではあるんですが、農地法を守る観点から言ったら、もう少しひと工夫がいるのではないかという気がします。以上です。

事務局（杉本 和也君）

ありがとうございます。確かに「資材置き場を置きたい」というのが日本語としてもおかしいところがあります。確かに転用の目的、理由のところについても、もう少し必要性等が詳細にあった方が、皆さんも審議しやすい形になるかと思うので、これから申請を受けるときには事務局の方から指導していきたいと思っています。ありがとうございます。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

9番（佐藤 周二君）

転用の理由ということになれば、林さんがさっき言われたようなことが理由になります、農業者側から見れば。

3 番（林 正君）

高さをどれくらいにするようになっているのか。

事務局（山崎 拓哉君）

盛土規制法にかからないレベルで、30cm盛って造成する予定です。

3 番（林 正君）

それを超えていたら何か言われるのか。

事務局（山崎 拓哉君）

盛土規制法にかかってくる。

3 番（林 正君）

町からの指導はするのか。

事務局（山崎 拓哉君）

もし見つければ県と連携をとりながらになると思います。当初の計画とは違ってくるので。

3 番（林 正君）

30cmだったら水に浸かるけど。隣のハローズはもっと高く埋めている。あの高さまでは埋めると思うが。

事務局（山崎 拓哉君）

計画は30cmなので。こちらもしっかり注視していきます。

3 番（林 正君）

もし違反があれば指導お願いします。

7 番（眞鍋 和崇君）

当該申請人の方は、大きい信頼のおける企業だと思うが、近年資材置き場に転用されたのちに、雨にさらされることで有害な物質が河川に流れ出たりして社会問題になっている場合があります。どのような資材を置く予定なのか、それが雨にさらされることよっての危険性の有無については、なるべく注視していただきたいと思います。

1 番（高島 正人君）

30cmだと水没するということを買われる方が認識しているかどうか確認して、もし必要なら盛土規制法の申請をするように指導をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

わかりました。許可証を渡すときにも話をするので、その辺を確認してお渡しするようにします。

8 番（増田 利之君）

盛土法に違反した場合、企業に対して罰則というのがあったと思うが、対象となるのは造成業者なのか施主なのか。

事務局（杉本 和也君）

施主です。

3 番（林 正君）

違反していたら、下げさせるのか。建物だと違法だから倒しなさいといわれて倒した人もいる。

事務局（杉本 和也君）

県の指導の仕方まで把握していないが、普通に考えたら原状回復だと思われる。許可が必要なものについては一回工事を止めて、というのが一般的なやり方だと思います。

3 番（林 正君）

残土がたくさんあるから早いうちに埋めるでしょう。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 10 号については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 10 号については許可されました。

続いて日程 3 の報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による転用届出について を議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書 7 ページをご覧ください。報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による転用届出についてでございますが、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島町前潟字七ノ割●●●●番●、前潟字七ノ割●●●●番●、すべて地目が田、合計 2 筆で面積が 5 9 8 ㎡です。譲渡人は早島町前潟●●●●番地の●● ●●さん、譲受人は倉敷市片島町●●●●番地の●の●●●●株式会社です。転用目的は宅地として利用するためです。位置図は 8 ページです。こちらについては市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりますので事務局長専決により書類を受理いたしております。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第 7 号を終わります。

続いて日程 4 の報告第 8 号 農地法第 4 条の規定による転用届出について を議題としたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書 9 ページをご覧ください。報告第 8 号 農地法第 4 条の規定による転用届出についてでございます。農地の所在は、早島町早島字長津●●●●番●で地目が畑、面積が 3 0 4 ㎡です。申請人は神奈川県川崎市麻生区白山●丁目●番●●●●の●●●●さんです。転用目的は自己住宅です。位置図は 1 0 ページです。こちらについては市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりますので事務局長専決により書類を受理いたしております。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第8号を終わります。

続いて日程5の報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書11ページをご覧ください。報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、早島町早島●●●●番地の●● ●●●さんの農地を、相続により早島町早島●●●●番地の●● ●●●さんが所有権を取得されました。農地の所在は早島字城●●●●番の畑、早島字浦田●●●●番●の田、前潟字拾ノ割●●●●番の田、合計3筆で面積が3,046㎡です。位置図は12～14ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第9号を終わります。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書15ページをご覧ください。次回の農業委員会は7月10日、金曜日、10時からを予定しております。場所は早島町役場2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和8年第6回早島町農業委員会を閉会いたします。

上記会議の次第は、事務局 山崎 拓哉の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

会長

議事録署名委員

番

番